広島県告示第九百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年一月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

神辺大門線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
福山市坪生町字狐原四七九番三地先から福山市坪生町字井柳二一七五番一地先まで	旧	一六・五〇～三一・〇〇	一九〇・〇〇	
	新	一六・五〇～五八・〇〇	一九〇・〇〇	拡幅